

# 青森県報

第四千三百二十一号

平成二十九年  
七月七日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

○公印の調製及び廃止……………	(総務学事課) ……	一
○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉政策課) ……	一
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同) ……	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	二
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………	(同) ……	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	二
○特定行為業務の登録……………	(高年齢福祉保険課) ……	三
○港湾協力団体の指定……………	(港湾空港課) ……	三
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) ……	三
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(情システム報) ……	四
○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) ……	四
○右 同……………	(同) ……	四
○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(商工政策課) ……	五


## 告 示

### 青森県告示第四百五十四号

平成二十九年六月十九日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、同月二十日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令第甲第十七号)第十一条の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
<p>中南地域県民局長印 (地域健康福祉部福祉総室専用)</p> 	<p>中南地域県民局長印 (地域健康福祉部福祉総室専用)</p> 

### 青森県告示第四百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	遠藤歯科 すずらん調剤薬局鰹ヶ 沢店 中村歯科医院	所 在 地	弘前市大字代官町七五の一 西津軽郡鰹ヶ沢町大字七ツ石町二六 三戸郡南部町大字剣吉字桜場一の四	指 定 年 月 日	平成二九・二・一 二九・五・一 二九・三・一六
-----	------------------------------------	-------	--	-----------	-------------------------------

青森県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	深浦医院	所 在 地	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八二 の一五	休 止 年 月 日	平成二九・四・一
-----	------	-------	--------------------------	-----------	----------

青森県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称		所 在 地		廃 止 年 月 日	
-----	--	-------	--	-----------	--

名 称	北都クリニク 坂本診療所 クオール薬局津軽川部 店	所 在 地	弘前市大字相良町六の二 弘前市大字真土字勝剣林三五八の一 南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一 三〇の一四	指 定 年 月 日	平成二九・四・二四 二八・九・九 二九・四・三〇
-----	------------------------------------	-------	---	-----------	--------------------------------

青森県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	官庁街歯科	所 在 地	十和田市西二番町一三の二	辞 退 年 月 日	平成二九・六・一
-----	-------	-------	--------------	-----------	----------

青森県告示第四百五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称		所 在 地		指 定 年 月 日	
-----	--	-------	--	-----------	--

弘前駅前調剤薬局 すずらん調剤薬局 鱒ヶ 沢店 幸保調剤薬局	弘前市大字駅前三丁目三の七 西津軽郡鱒ヶ沢町大字七ツ石町二六 上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢五九 の一七二	平成二九・五・一 〃 二九・四・二五
---	--	--------------------------

青森県告示第四百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
クオール薬局津軽川部 店	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一 三〇の一四	平成二九・四・三〇

青森県告示第四百六十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は 名称	住所	事業所 所在地	業務開始 年月日	備考
------	------------	----	------------	-------------	----

〇二〇〇一 一八三	平成 二九・六・二六	株式会社 光仁介護 サービス	青森市大 字羽白四 の四	セーヘル フ青森 プサービ ル	青森市大 字羽白四 の四	平成 二九・七・一	訪問介護
〇二〇〇二 一八三	〃	株式会社 光仁介護 サービス	青森市大 字羽白四 の四	セーヘル フ青森 プサービ ル	青森市大 字羽白四 の一〇八	〃	居宅介護

青森県告示第四百六十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十一条の二第一項の規定により、次の団体を港湾協力団体として指定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称  
青森ウォーターフロント活性化協議会
- 二 住所  
青森市柳川一丁目四の一
- 三 事務所の所在地  
青森市柳川一丁目四の一

青森県告示第四百六十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月八日から施行する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

公 告

ゆうき青森農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山	を
ゆうき青森農業協同組合	上北郡東北町字素柄邸	に改める。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十九年六月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
富士電機株式会社  
東京都品川区大崎二丁目一の一
- 六 契約金額  
三千五百八十四万七千四百四十円
- 七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号  
八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年六月二十二日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青森県男女共同参画研究所
  - 三 代表者の氏名  
田中 弘子
  - 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字田園四丁目三の五
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、県民及び団体等に対して、男女共同参画に関する講座等の事業を行い、男女共同参画社会の推進に寄与することを目的とする。
- ~~~~~
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告
- ~~~~~
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みどり野

三 代表者の氏名

野田頭 政子

四 主たる事務所の所在地

上北郡野辺地町字八ノ木谷地四〇の四二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して就労継続支援事業等の障害福祉サービス事業を行い、住み慣れた地域において、自立した社会生活を営むための支援に努め、もって地域福祉全体の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア新城店

青森市大字新城字平岡一七四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田知世

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年七月七日から同年八月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）十和田西複合商業施設

十和田市西二十三番町一七二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

2 大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 藤田勝幸

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十九年七月七日から同年八月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂むつ下北町店・ローンむつ下北町店

むつ市下北町一九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役 西郷辰弘

2 株式会社ローン

東京都品川区大崎一丁目一一の二

代表取締役 玉塚元一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十九年七月七日から同年八月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリーマートさとう中央店・薬王堂むつ中央店

むつ市中央一丁目一七の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 有限会社ファミリーマートさとう

むつ市海老川町五の三

代表取締役 佐藤治

2 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役 西郷辰弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十九年七月七日から同年八月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

研究用PET薬剤合成装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

研究用PET薬剤合成装置 一式

二 納入期限

平成三十年三月十六日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十九年七月三十一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十九年八月二十一日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

3 契約書作成の要否 要

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

PET tracer synthesizers, One Set

2 Time limit for tender:

21 August, 2017

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

(発行者・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭